

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第 3 条 この規則において、職員とは、法人に雇用される者で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。<u>以下「派遣法」という。</u>)に基づき、神奈川県から派遣された職員 (<u>以下「県派遣職員」という。</u>) を含み、次の各号に掲げる者を除いたものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第 51 条 年次休暇は、1 <u>の年度</u>につき 20 日とする。</p> <p>2 前項に規定する 1 <u>の年度</u>は、<u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u> (以下同じ。)</p> <p>3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、当該年度の中途</u>において、新たに職員となった者のその年度の年次休暇は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>年次休暇は、付与日から 2 年以内に限り</u>繰り越すことができる。</p> <p>(年次休暇の時間単位での付与)</p> <p>第 51 条の 2 労使協定に基づき、前条の年次休暇のうち、1 <u>の年度</u>について 5 日の範囲で、次により時間単位の年次休暇 (以下「時間単位年休」という。) を与える。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>県派遣職員には、派遣法第 2 条第 1 項に規定された神奈川県との取決め</u>において定められた事項については当該事項を適用し、当該取決め定めがない事項についてはこの規則を適用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>12 県派遣職員に対する第 51 条及び第 51 条の 2 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第 3 条 この規則において、職員とは、法人に雇用される者で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)に基づき、神奈川県から派遣された職員を含み、次の各号に掲げる者を除いたものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第 51 条 年次休暇は、1 <u>年</u>につき 20 日とする。</p> <p>2 前項に規定する 1 <u>年</u>は、<u>暦年</u>とする。</p> <p>3 <u>2 月以降</u>において、新たに職員となった者のその年の年次休暇は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第 1 項又は第 3 項の規定により定められている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)</u>を差し引いた日数があるときは、職員は、その日数を限度として、<u>当該年の翌年に繰り越すことができる。</u></p> <p>(年次休暇の時間単位での付与)</p> <p>第 51 条の 2 労使協定に基づき、前条の年次休暇のうち、1 <u>年</u>について 5 日の範囲で、次により時間単位の年次休暇 (以下「時間単位年休」という。) を与える。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (以下「派遣法」という。)</u>に基づき、<u>神奈川県から派遣された職員</u>には、派遣法第 2 条第 1 項に規定された神奈川県との取決めにおいて定められた事項については当該事項を適用し、当該取決め定めがない事項についてはこの規則を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>【第 3 条】 文言の整理</p> <p>【第 51 条】 【第 51 条の 2】 ・年次休暇の付与日を 暦年管理から年度管理 とする改正</p> <p>【制定附則第 4 項】 ・文言の整理</p> <p>【制定附則第 12 項】 ・県派遣職員の年次休暇は従前どおり暦年管理とするための規定</p>

新			旧	改正理由等
<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>		
<u>第51条第1項</u>	<u>の年度</u>	<u>年</u>		
<u>第51条第2項</u>	<u>の年度</u>	<u>年</u>		
	<u>4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	<u>暦年とする。</u>		
<u>第51条第3項</u>	<u>年度の中途において</u>	<u>年の中途において</u>		
	<u>年度の年次休暇は、別表第1のとおりとする。</u>	<u>年の年次休暇は、神奈川県における在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮した日数</u>		
<u>第51条第5項</u>	<u>年次休暇は、付与日から2年以内に限り</u>	<u>第1項又は第3項の規定により定められている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数（前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。）を差し引いた日数があるときは、その日数を限度として、当該年の翌年に</u>		
<u>第51条の2第1項</u>	<u>の年度</u>	<u>年</u>		
<p><u>13 県派遣職員に対する第52条に規定する別表第2の適用については、同表中「1の年度」とあるのは「1年」と、「1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。」とあるのは、「1年とは、暦年とする。」とする。</u></p>			(新規)	【制定附則第13項】 ・転籍出向の年休に関する規定
<p><u>14 法人から神奈川県に転籍出向した者であって、神奈川県の実務に従事する期間が満了または終了し、神奈川県の実務者としての在職に引き続き、法人の実務者として採用された者の当該年度の年次休暇については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の転籍出向に関する取決めを適用する。</u> (略)</p>			(新規)	【改正附則第2項】 ・改正前の規定に基づき付与した年次休暇の繰越に関する経過措置に関する規定

新	旧	改正理由等																																																																																								
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規則の施行の際現に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第51条第1項又は第3項の規定により付与された年次休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越すことができる。ただし、県派遣職員については、この限りでない。</u></p> <p>別表第1（第51条関係）</p> <p>新規採用者年次休暇表</p> <table border="1" data-bbox="115 680 1205 1287"> <thead> <tr> <th>採用月</th> <th>休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>4月</u></td><td><u>20日</u></td></tr> <tr><td><u>5月</u></td><td>18日</td></tr> <tr><td><u>6月</u></td><td>17日</td></tr> <tr><td><u>7月</u></td><td>15日</td></tr> <tr><td><u>8月</u></td><td>13日</td></tr> <tr><td><u>9月</u></td><td>12日</td></tr> <tr><td><u>10月</u></td><td>10日</td></tr> <tr><td><u>11月</u></td><td>8日</td></tr> <tr><td><u>12月</u></td><td>7日</td></tr> <tr><td><u>1月</u></td><td>5日</td></tr> <tr><td><u>2月</u></td><td>3日</td></tr> <tr><td><u>3月</u></td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第52条関係）</p> <p>年次休暇以外の休暇</p> <table border="1" data-bbox="127 1470 1255 1976"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>理由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 ボランティア休暇</td> <td>(略)</td> <td><u>1の年度につき5日以内。ただし、1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。(以下同じ。)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 子の看護休暇</td> <td>(略)</td> <td><u>1の年度につき5日(略)(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	採用月	休暇日数	<u>4月</u>	<u>20日</u>	<u>5月</u>	18日	<u>6月</u>	17日	<u>7月</u>	15日	<u>8月</u>	13日	<u>9月</u>	12日	<u>10月</u>	10日	<u>11月</u>	8日	<u>12月</u>	7日	<u>1月</u>	5日	<u>2月</u>	3日	<u>3月</u>	2日	休暇の種類	理由	期間	(略)	(略)	(略)	7 ボランティア休暇	(略)	<u>1の年度につき5日以内。ただし、1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。(以下同じ。)</u>	(略)	(略)	(略)	9 子の看護休暇	(略)	<u>1の年度につき5日(略)(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	<p>別表第1（第51条関係）</p> <p>新規採用者年次休暇表</p> <table border="1" data-bbox="1320 680 2407 1287"> <thead> <tr> <th>採用月</th> <th>休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> <tr><td><u>2月</u></td><td>18日</td></tr> <tr><td><u>3月</u></td><td>17日</td></tr> <tr><td><u>4月</u></td><td>15日</td></tr> <tr><td><u>5月</u></td><td>13日</td></tr> <tr><td><u>6月</u></td><td>12日</td></tr> <tr><td><u>7月</u></td><td>10日</td></tr> <tr><td><u>8月</u></td><td>8日</td></tr> <tr><td><u>9月</u></td><td>7日</td></tr> <tr><td><u>10月</u></td><td>5日</td></tr> <tr><td><u>11月</u></td><td>3日</td></tr> <tr><td><u>12月</u></td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第52条関係）</p> <p>年次休暇以外の休暇</p> <table border="1" data-bbox="1332 1470 2454 1976"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>理由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 ボランティア休暇</td> <td>(略)</td> <td><u>1年につき5日以内。ただし、1年とは、暦年とする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 子の看護休暇</td> <td>(略)</td> <td><u>1年につき5日(略)</u> <u>上記において、1年とは暦年とする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	採用月	休暇日数	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>2月</u>	18日	<u>3月</u>	17日	<u>4月</u>	15日	<u>5月</u>	13日	<u>6月</u>	12日	<u>7月</u>	10日	<u>8月</u>	8日	<u>9月</u>	7日	<u>10月</u>	5日	<u>11月</u>	3日	<u>12月</u>	2日	休暇の種類	理由	期間	(略)	(略)	(略)	7 ボランティア休暇	(略)	<u>1年につき5日以内。ただし、1年とは、暦年とする。</u>	(略)	(略)	(略)	9 子の看護休暇	(略)	<u>1年につき5日(略)</u> <u>上記において、1年とは暦年とする。</u>	(略)	(略)	(略)	<p>【別表第2】 ・ボランティア休暇、この看護休暇、介護休暇を年度管理に変更するための改正</p>
採用月	休暇日数																																																																																									
<u>4月</u>	<u>20日</u>																																																																																									
<u>5月</u>	18日																																																																																									
<u>6月</u>	17日																																																																																									
<u>7月</u>	15日																																																																																									
<u>8月</u>	13日																																																																																									
<u>9月</u>	12日																																																																																									
<u>10月</u>	10日																																																																																									
<u>11月</u>	8日																																																																																									
<u>12月</u>	7日																																																																																									
<u>1月</u>	5日																																																																																									
<u>2月</u>	3日																																																																																									
<u>3月</u>	2日																																																																																									
休暇の種類	理由	期間																																																																																								
(略)	(略)	(略)																																																																																								
7 ボランティア休暇	(略)	<u>1の年度につき5日以内。ただし、1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。(以下同じ。)</u>																																																																																								
(略)	(略)	(略)																																																																																								
9 子の看護休暇	(略)	<u>1の年度につき5日(略)(削除)</u>																																																																																								
(略)	(略)	(略)																																																																																								
採用月	休暇日数																																																																																									
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																																																																									
<u>2月</u>	18日																																																																																									
<u>3月</u>	17日																																																																																									
<u>4月</u>	15日																																																																																									
<u>5月</u>	13日																																																																																									
<u>6月</u>	12日																																																																																									
<u>7月</u>	10日																																																																																									
<u>8月</u>	8日																																																																																									
<u>9月</u>	7日																																																																																									
<u>10月</u>	5日																																																																																									
<u>11月</u>	3日																																																																																									
<u>12月</u>	2日																																																																																									
休暇の種類	理由	期間																																																																																								
(略)	(略)	(略)																																																																																								
7 ボランティア休暇	(略)	<u>1年につき5日以内。ただし、1年とは、暦年とする。</u>																																																																																								
(略)	(略)	(略)																																																																																								
9 子の看護休暇	(略)	<u>1年につき5日(略)</u> <u>上記において、1年とは暦年とする。</u>																																																																																								
(略)	(略)	(略)																																																																																								

新			旧			改正理由等
11 介護休暇	(略)	1 <u>の年度</u> につき5日 (略) (削除)	11 介護休暇	(略)	1 <u>年</u> につき5日 (略) <u>上記において、1年とは暦年とする。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	